

旅費、謝金並び報酬等に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「協会」という。)の依頼によって行われる国内における会議等への出席、講演・研修・指導の講師、スタッフ、審判員、手話通訳者、ボランティアなどに対する旅費、謝金並び報酬等について定める。

(旅費)

第2条 国内の旅費については、協会の国内出張旅費規程が定めた金額を支払う。

2 海外派遣に伴う旅費については、協会の海外旅費規程の定めた金額を支払う。

(謝金並び報酬)

第3条 謝金並び報酬については、別表1のとおりに支払う。ただし、理事会で特段の指示があった場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず手話通訳等派遣の機関へ依頼した場合はその機関が定める派遣料金(交通費を含む)を支払う。

(ボランティアの取扱い)

第4条 ボランティアは、日当のみ支給するものとする。

(支払方法)

第5条 旅費、日当、謝金並び報酬の支払方法は、本人名義の銀行口座への振込みとする。

2 支給は、領収書の提出後に支給するものとする。なお、支給する際に、旅費、日当、謝金並び報酬の合計金額の源泉所得税額10%(2013年1月1日から2037年12月31日までにおいては10.21%【復興特別所得税を併せて徴収】)を控除して支給する。ただし、審判、進行委員長、ラケット検査員、手話通訳者に対する旅費、日当、謝金並び報酬は除く。

3 前項の計算で生じた端数は切り捨てる。

附 則

1. この規程は、平成25年9月1日より施行する。
2. この規程は、平成26年4月1日より改正施行する。
3. この規程は、平成26年5月18日より改正施行する。
4. この規程は、平成27年9月1日より改正施行する。
5. この規程は、平成28年5月1日より改正施行する。
6. この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。
7. この規程は、平成29年8月5日より改正施行する。
8. この規定は、平成30年12月23日より改正施行する。
9. この規定は、令和1年5月1日より改正施行する。
10. この規定は、令和2年5月10日より改正施行する。

別表1【謝金並び報酬】

種別	上限金額
協会理事	30,000円
指導者	30,000円
招待	30,000円
講師	10,000円
教育機関の監督及び市町村卓球連盟理事	10,000円
強化合宿におけるヒッティングパートナー(社会人、大学生)	10,000円
医師	30,000円
アスレチックトレーナー(有資格者)	30,000円
アスレチックトレーナー(無資格者)	10,000円
審判長、審判員、進行委員長、ラケット検査員	5,000円
副審判	4,000円
手話通訳者(資格の有無を問わず) 一日	10,000円
手話通訳者(資格の有無を問わず) 半日	5,000円